

国土交通省防災業務計画の改正

今回の改正のポイント

平成23年8月国土交通省防災業務計画の改正

平成23年12月防災基本計画の改正、津波防災地域づくり法の制定等

これらを踏まえ

防災業務計画の構成を見直し、津波災害対策編を新設

現行計画(震災対策編の一部)

第2編 震災対策編

第1章第1節第6

津波対策の推進 等

修正案

第2編 地震災害対策編

第3編 津波災害対策編

東日本大震災の教訓、改善点等を踏まえた記述の充実、追加

○津波対策の強化

津波防災地域づくり法に基づく津波災害対策の強化について記述

○災害対応体制の強化

緊急災害対策派遣隊の体制の強化について記述

○帰宅困難者対策の強化

滞在場所の確保等による帰宅困難者等への支援、公共交通機関の運行状況、道路の状況等に関する情報の適切な提供について記述

その他、前回修正以降の状況の変化や検討等を踏まえた修正

○公共交通事故被害者等支援の実施に係る記述の追加等

支援の充実に向けた取組の実施、被災者への情報提供

防災業務計画について

- 災害対策基本法第36条第1項の規定に基づき作成
- 中央防災会議が作成する防災基本計画を基本
- 防災に関してとるべき措置及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項を規定

近年の改正経緯

- 平成20年4月 緊急災害対策派遣隊の創設等に関する改正
- 平成21年6月 防災基本計画の改正、局地的短時間豪雨対策等の新規施策、港湾の開発基本方針等を踏まえた改正
- 平成23年8月 東日本大震災への対応を通じて明らかになった教訓、課題、改善点等を踏まえた改正